

令和7年度 こども青少年局 児童福祉施設等における感染症対策事業関係業務

会計年度任用職員募集要項

1 職務内容

児童福祉施設等（民間保育所等）における感染症対策事業の実施にあたり、児童福祉施設等からの申請書等の提出書類の收受・整理及び確認、申請者への不備書類の修正依頼の連絡、申請者からの電話問合せ対応、感染症対策改修内容の点検、支払い等の業務を行います。

具体的には次のとおりです。

- ・児童福祉施設等からの申請書等の提出書類の收受・整理及び申請書類の内容の確認、データ作成、申請者への不備書類の修正依頼の連絡を行う。
- ・申請者からの電話問合せ対応等その他事務補助全般

2 応募資格

次のア～イのいずれにも該当している者

ア パソコン（Word、Excel 等）の基本的な操作ができること。

イ 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないこと。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定人員

1名

4 任用期間

令和7年9月1日～令和8年3月31日

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前10時00分から午後4時45分まで（休憩45分） 週5日勤務

(2) 休日

土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 勤務場所

大阪市こども青少年局 幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

【住所：大阪市北区中之島1-3-20】

(4) 報酬等

報酬（月額） 165,300 円～185,832 円

※任用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（期末・勤勉手当、超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のもですが、給与改定等により任用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：9月1日～翌年3月31日
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇 ・子の看護休暇※・短期介護休暇※・ドナー休暇 (※) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 試験日時・場所

(1) 試験日：令和7年8月12日（火曜日）

※集合・試験開始時間の詳細等については、申し込み締め切り後に受験者本人あてに通知します。

(2) 場 所：大阪市役所 3階こども青少年局 301 共通会議室

7 選考方法

(1) 筆記試験（事前課題）

小論文形式で試験を行います。

指定する課題について、本人が自筆にて記入のうえ申込時に提出ください。

【課題】

「職場において、同僚や上司と協力関係を築く上で重要だと思われること」を600字程度で記入してください。

(2) 口述試験

主として人物について面接を行います。

(3) 決定方法

提出された小論文及び口述試験の合計得点が一定点数以上の者のうちから成績上位者を合格者とし、成績順に任用者名簿に登録され、任用候補者名簿の順位に従って任用予定者を決定します。また、任用候補者名簿に登録された場合、令和8年3月31日までの期間において、合格者が任用を辞退した場合や退職等により欠員となった場合に、繰り上げ合格として任用することがあります。

8 申込方法

次の書類等を持参または送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、試験を受験できないことがあります。

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真（確実に本人確認ができるもの）を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限ります。

※記載項目（職歴等）において、記載欄が不足する場合は、別紙等に記入し添付してください。

イ 筆記試験解答用紙（事前課題）

※本市所定の様式に本人が自筆で記入したうえで提出してください。

ウ 申し立て書 1通

※本市所定の様式に限ります。

※ア・イ・ウともに大阪市役所ホームページから取得してください。

また、大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）においても配架しています。

エ 「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※宛先を明記し、110円切手を貼付してください。

※切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。

9 申込書等の受付期間等

(1) 受付期間

令和7年7月10日（木曜日）～令和7年7月29日（火曜日）

※送付の場合は必着、持参の場合は土曜日及び日曜日を除く受付期間内の午前9時から午後5時まで（午後0時15分～午後1時は除く。）に持参してください。

(2) 送付または提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局 幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

※封筒に「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書してください。

※送付の場合、簡易書留または簡易書留に準ずるもの以外の方法により送付されての事故については責任を負いません。また、**送付料金不足の場合は、受け付けません。**

(3) 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年8月1日（金曜日）に受験者本人あてに郵便で通知します。

なお、令和7年8月5日（火曜日）までに受験案内が届かない場合は令和7年8月6日（水曜日）午後1時までに大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）へ連絡してください。

10 合否の通知

試験結果については、令和7年8月19日（火曜日）頃までに受験者全員に文書にて通知します。

11 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員任用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

(3) 集合時刻に15分以上遅刻した場合は、受験できません。

(4) 合格後、受験資格がないこと及び申込み内容に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあたっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

【問い合わせ先】

大阪市子ども青少年局 幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-8126（担当：土井）